

宇城市下水道用鋳鉄製マンホールふた及び下水道用小口径防護ふた 認定基準及び認定申請提出要領

（目的）

第1条 この要領は、宇城市の公共下水道事業等において使用するマンホールふたの認定基準及び申請について定める。

（書類審査）

第2条 認定を受けようとするものは、宇城市下水道用鋳鉄製マンホールふた・小口径防護鉄ふた認定申請書及び検査願い（新規・更新）（様式第1号）に次の表に掲げる書類を添付し宇城市上下水道局長に申請するものとする。

- （1） 製作図面
- （2） 公益社団法人日本下水道協会下水道資器材製造工場認定書の写し
- （3） 公益財団法人日本下水道新技術機構の建設技術審査証明書の写し（呼び 600 に限る）
- （4） 社内検査体制表
- （5） 緊急時連絡体制表（クレーム時・事故時・災害時等）
- （6） その他宇城市が必要と認めた書類。

2 書類審査は、製造工場ごとに申請するものとする。

（検査）

第3条 前条第2項の通知を受けたものは、宇城市の規定する検査を実施し、その結果を宇城市下水道用鋳鉄製マンホールふた・小口径防護鉄ふた認定通知書（新規・更新）（様式第2号）又は宇城市下水道用鋳鉄製マンホールふた・小口径防護鉄ふた認定不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（認定基準）

第4条 第2条及び前条の基準は、次の各号の全てに該当するものとする。また、製造工場ごとに申請するものとする。

- （1） 公益社団法人日本下水道協会の認定工場で製作されたもの
- （2） 官公庁発注工事の納入実績が3年以上あること。
- （3） 宇城市下水道用鋳鉄製マンホールふた性能規定書及び宇城市下水道用小口径防護鉄ふた性能規定書に適合し、検査要領書に基づき製品検査に合格したもの。

（認定期間）

第4条 認定の有効期限は、3年（当該年度を含む。）を経過する3月31日とする。

(認定の更新)

第5条 認定の更新については、認定期間内に申請を行った場合に限り、変更のない添付書類及び工場検査を省略することができる。

2 認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。(様式2)

(認定の取り消し)

第6条 認定した製品(製造業者)において下記の事項が生じたときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 財団法人日本下水道協会の認定工場でなくなった場合
- (2) 認定申請の内容が履行されなかった場合
- (3) 不正や反社会的な事実が認められた場合
- (4) 自ら廃業又は認定の取り消しを申し出た場合

2 前項の取消しは、宇城市下水道用鑄鉄製マンホールふた・小口径防護鉄ふた認定取り消し通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(その他)

第7条 宇城市は認定期間内において認定申請書の内容確認など、必要に応じ立ち入り検査を実施したり、書類の提出を求めたりすることができる。

2 合格した製品の納入後であっても、宇城市が検査の必要があると認めたときは、市が納入した製品の中から適時抜き取り検査を行うことができる。

3 宇城市が行う材質検査、製品検査及び立ち入り検査等に要する費用は、製造業検査等に要する費用は、製造業者の負担とする。

4 製造業者の納入実績報告を単年度ごとに作成し、翌年度の4月末までに提出するものとする。

5 この基準に疑義が生じた場合は、宇城市の指示又は両者の協議によるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。